

わたしたち

長野県司法書士会

は、

令和7年度版

さまざまな活動に取り組んでいます。

ADR

■法務大臣の認証を受けた調停機関として紛争解決をお手伝いします。
140万円以下の民事上のトラブルを話し合いで解決します。
<認証番号第122号／平成25年2月1日法務大臣認証>

司法書士による
法律相談

各種法律相談をご利用いただくには、長野県司法書士会司法書士総合相談センター利用規約に同意していただく必要があります。詳細は、当会ホームページをご確認ください。
*ご相談は、司法書士業務に関するものに限りです。
*当会が実施する相談では、申請書等の作成や書類のチェックをお受けすることはできません。
月曜日～金曜日までの毎日(※)、テーマ別の電話相談を無料で実施しています。
また、電話では十分な対応が難しい案件については、必要に応じて司法書士の紹介も行っています。

利用規約



■常設電話相談

受付時間 12:00～15:00	相 続	毎週月曜日～金曜日	026-232-6110
受付時間 12:00～14:00	登記手続(不動産・商業)	毎週月曜日～金曜日	026-232-9110
	消費者トラブル・少額トラブル	毎週月曜日～金曜日	026-233-4110
受付時間 12:00～15:00	会 社 法 務	毎週月曜日	026-232-2110
	借 地 借 家	毎週火曜日	
	夫 婦 ・ 親 子	毎週水曜日	
	成 年 後 見	毎週木曜日	
	インターネットトラブル	毎週金曜日	
受付時間 15:00～18:00	生活が苦しい方のための相談	毎週月曜日	026-233-1000
受付時間 17:00～19:00	労 働 ト ラ ブ ル	毎週水曜日	026-232-2110

※祝日、GW・夏季・年末年始等当会が定める休業日を除く

■W e b 相 談

司法書士がZoomを使用して相談に関連するご相談をお受けします。

■相続に関連する相談 毎週木曜日①12時～②13時～ ホームページから申し込み

常設電話相談
詳細ページ



Web相談
詳細ページ



講師派遣

講師派遣をご希望の場合は、
当会までご連絡ください。

■高校生・短大生・大学生を対象とした市民法律教室(出前授業)

高校・大学・短大生を対象に、多重債務に陥らないための知識や、悪質商法の手口などの消費者教育を中心に、県下各校に無料で講師を派遣しています。令和6年度は、高校17校(19講座)計約2600人が受講しました。

■社会人向け市民法律教室

消費者問題、相続・遺言、高齢者の財産管理等、社会人向けの法律教室へも講師を派遣しています。

その他の
活動

■多様な社会問題を解決するために様々な活動に取り組んでいます。

- ・災害発生時の法律相談活動(長野県北部地震・神城断層地震・東日本大震災・令和元年東日本台風・能登半島地震)
- ・長野県市長会及び長野県町村会との協定に基づく長野県内すべての市町村と連携した所有者不明土地対策活動及び空家等対策活動
- ・生活困窮者等に対する法的支援活動
- ・法改正や社会問題に対する提言
- ・日本司法支援センター(法テラス)長野地方事務所への協力
- ・民事法律扶助制度の利用促進

相続登記

令和6年4月1日から相続登記が義務化されました。過去の相続も義務化の対象となりますので、早めに手続されることをお勧めします。

詳しくは長野県司法書士会の
特設ページをご覧ください。



令和7年度版



日本司法書士会連合会
公式キャラクター
しほ〜しし®

司法書士

— 身近なくらしの法律家 —

こんなとき司法書士がお役に立ちます

土地・建物の 登記について

例えば、自分の家を建てた、自分の家を家族に贈与する、土地を買う、そのようなときには登記手続が必要になります。

司法書士は、不動産登記の専門家として、あなたに代わって登記手続を行い、あなたの権利を守ります。

会社・法人の 登記について

司法書士は、会社・法人登記の専門家として、必要な諸手続をしています。

司法書士は、会社の設立登記にあたり起業者の個性やビジョンに合った会社設計と一緒に考えます。会社設立後も、役員変更、目的変更、組織再編等、ニーズに応じた変更や見直しの手続について登記完了までしっかりサポートします。

相続について

遺産の中に不動産があるときは相続登記が必要です。

また、多額の借金が残された場合には、家庭裁判所で相続放棄等の手続が必要になる場合もあります。

司法書士は、相続登記の手続や家庭裁判所へ提出する書類の作成など、専門性を発揮してあなたの相続をサポートします。

成年後見に ついて

面倒を見てくれる人もなく将来が心配。また、離れて暮らす親が悪質商法にあわないかと心配。そんなときには、成年後見制度の利用を検討されてはいかがでしょうか。

司法書士は、家庭裁判所に提出する書類を作成するほか、自ら後見人等に就任するなどしています。

借金について

借入がふくらみ、返済が困難になることがあります。

司法書士は、特定調停、自己破産、個人再生手続等の書類作成をし、あなたの生活再建を支援します。

また、法務大臣の認定を受けた司法書士は、金額が140万円以下の場合には、あなたに代わって相手方と返済についての交渉等も行います。

日常生活の トラブルについて

例えば、アパートの敷金が返ってこない。未払いの給料がある。そんな日常生活におけるちょっとしたトラブルに対して、あなたは、あきらめていませんか？

司法書士は、裁判所へ提出する書類の作成を通してあなたを支援しますが、法務大臣の認定を受けた司法書士は、トラブルの金額が140万円以下の民事事件では、あなたに代わって相手方との交渉や簡易裁判所での裁判、調停等も行います。

司法書士は、法務局への不動産・商業法人登記の申請や供託手続の代理、裁判所提出書類の作成等を行い、これらの事務に関する相談に応じます。また、法務大臣の認定を受けた司法書士は、140万円以下の民事紛争について、簡易裁判所における訴訟、調停等の代理や裁判外和解の代理等を行い、これらに関する法律相談に応じることができます。

いつでもわたしたちにご相談ください

長野県司法書士会 Nagano Shiho-Shoshi Lawyers Association

☎ 常設の相談会について知りたい 裏面ページへ

お近くの司法書士をさがしたい 見開きページへ ☎

長野県司法書士会

〒380-0872 長野市妻科399番地<裁判所南>
TEL (026) 232-7492 FAX (026) 232-6699
HPアドレス <https://www.na-shiho.or.jp>